

工業用水道を新規受水・増量する場合給・配水管工事費が軽減されます。  
**最大5年分の工水料金相当額を減額します！**

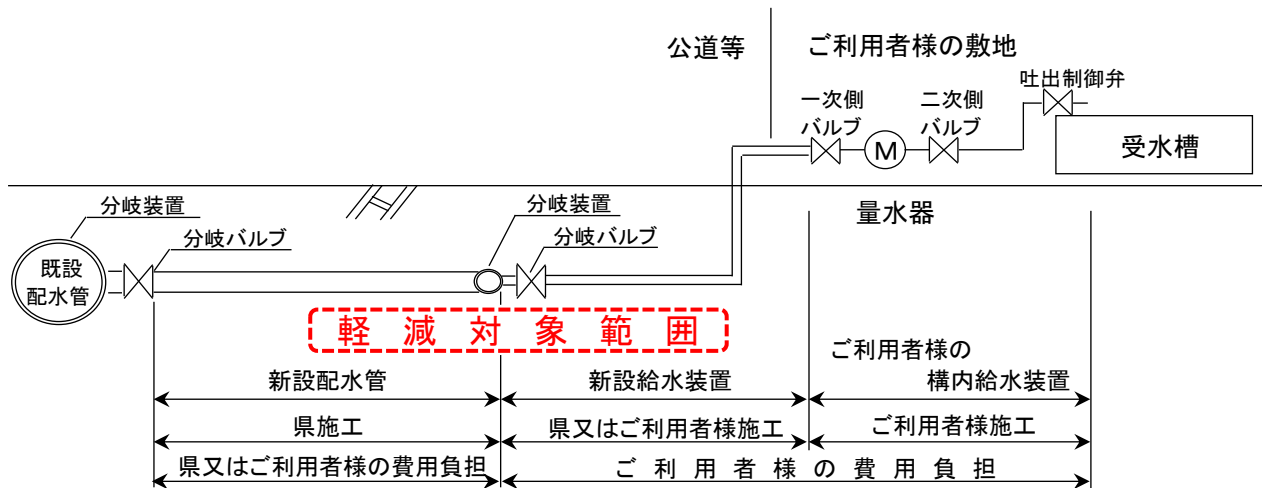
工業用水を新たに利用する場合(既受水ユーザー様の増量も含む)既設の配水管から給水先の事業所まで配水管や給水管の延長布設が必要なとき、原則として新規受水ユーザー様の費用負担となります。  
 和歌山県では、平成30年9月から、新規(増量)契約水量に応じて工事に係る費用負担を軽減する制度を開始します。(ただし、工事の施行後にご利用者様の都合により給水を開始できない場合や、下記の「継続期間」内に給水を廃止又は減量した場合は、軽減額の全部又は一部に相当する額をお支払い頂きます。)

【対象者】

- ・工業用水を新たに使用開始するご利用者様
- ・工業用水を既に受水しており、基本使用水量を増加させるご利用者様

【軽減対象施設等】

・既に設置している工業用水道配水管から新たに分岐し配水管・給水管を延長し、取引メーター(取引メーターは含みません。)の手前の責任分岐点までの施工に必要な工事費及び調査設計費です。



【軽減額】

**軽減額** (申込み1件につき上限3,000万円)  
**基本使用水量(新規・増量)**  $(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{工水単価} (\text{円}/\text{m}^3) \times 365^{\text{日}} \times 5\text{年} \times \text{消費税相当額}$

- ・例(紀の川第2工業用水で100(m<sup>3</sup>/日)の新規申し込みの場合)  
 基本使用水量100(m<sup>3</sup>/日) × 14(円/m<sup>3</sup>) × 365日 × 5年 × 1.1 = 2,810,500円の軽減

事業名	有田川第3	紀の川第2
工水単価	11.1(円/m <sup>3</sup> )	14(円/m <sup>3</sup> )
継続期間	14(年)	11(年)

※有田川第1事業は経営状況から現在軽減を行っていません。

【申込み方法】

- ・給水申込みを行い、給水の決定通知を受け取った後、給水装置の工事の申込みに併せて減額申請書を工業用水道管理センターへ提出してください。

ご注意事項

- ・軽減額を超える工事費はご利用者様の負担となります。また、ご利用者様の工事費負担額の軽減制度ですので軽減額の上限は工事費の負担額までとなります。
- ・工業用水の料金が5年間無料になることをお約束するものではありません。料金は給水の開始とともに毎月の請求額をお支払い頂きます。
- ・給水装置の工事をご利用者様が施行される場合は、ご利用者様に工事費全額をお支払い頂き、完成した施設が県有財産に帰属した後、軽減額をご利用者様にお支払いします。